

岩手県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成23年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

(2) 都市計画を変更する土地の区域 一関都市計画区域、千厩都市計画区域及び東山都市計画区域

(3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

ア 期間 平成23年6月6日から同月20日まで

イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに県南広域振興局土木部一関土木センター及び土木部千厩土木センター並びに一関市役所

2(1) 都市計画の種類 都市施設（道路）

(2) 都市計画を変更する土地の区域

ア 一関市中央通二丁目から一関市赤荻字鬼吉まで（別紙図面のとおり。）

イ 一関市中央通二丁目から一関市滝沢字矢ノ目沢まで（別紙図面のとおり。）

ウ 一関市真柴字岩ノ沢から西磐井郡平泉町平泉字森下まで（別紙図面のとおり。）

エ 一関市新大町から一関市真柴字矢ノ目沢まで（別紙図面のとおり。）

オ 一関市駅前から一関市城内まで（別紙図面のとおり。）

カ 一関市地主町から一関市新大町まで（別紙図面のとおり。）

キ 一関市青葉一丁目から一関市萩荘字境ノ神まで（別紙図面のとおり。）

ク 一関市山目字向野から一関市赤荻字楓本まで（別紙図面のとおり。）

ケ 一関市千厩町千厩字上駒場から一関市千厩町千厩字東小田まで（別紙図面のとおり。）

コ 一関市千厩町千厩字町浦から一関市千厩町千厩字摩王まで（別紙図面のとおり。）

サ 一関市東山町松川字滝ノ沢から一関市東山町長坂字東本町まで（別紙図面のとおり。）

シ 一関市山目町三丁目から一関市新大町まで（別紙図面のとおり。）

ス 一関市山目町一丁目から一関市町浦まで（別紙図面のとおり。）

セ 一関市千厩町千厩字下駒場から一関市千厩町千厩字神ノ田まで（別紙図面のとおり。）

ソ 一関市千厩町千厩字石堂から一関市千厩町千厩字草井沢まで（別紙図面のとおり。）

タ 一関市千厩町千厩字町浦から一関市千厩町千厩字北方まで（別紙図面のとおり。）

チ 一関市東山町長坂字東本町から一関市東山町長坂字柴宿まで（別紙図面のとおり。）

ツ 一関市東山町松川字館から一関市東山町松川字岩ノ下まで（別紙図面のとおり。）

テ 一関市東山町長坂字町から一関市東山町長坂字町まで（別紙図面のとおり。）

ト 一関市東山町長坂字東本町から一関市東山町長坂字南山谷まで（別紙図面のとおり。）

ナ 一関市東山町長坂字羽根堀から一関市東山町長坂字東本町まで（別紙図面のとおり。）

(3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

ア 期間 平成23年6月6日から同月20日まで

イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに県南広域振興局土木部一関土木センター及び土木部千厩土木センター並びに一関市役所及び平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。